

平成26年度 宇都宮市子ども・子育て会議 「第2回青少年部会」 議事録

1. 日 時 平成26年9月30日(火) 午後1時15分～午後2時45分
2. 場 所 宇都宮市役所 14大会議室
3. 議 事 「宮っこ 子育て・子育て応援プラン」の改定に伴う推進施策・事業について
4. 出席者
 - 【委 員】伊達悦子部会長，倉益章職務代理者，釧持幸子委員，加藤明男委員
今野哲也委員，坂本保夫委員，中野謙作委員，五十嵐博史委員
芥川一男委員，林昌宏委員
 - 【事 務 局】〔子ども部〕 高橋部長，中里次長
〔子ども未来課〕 緒方課長，篠崎課長補佐，肝付総括主査，高橋主任
角田係長
青少年自立支援センター 塚田所長，休場主任
〔教育センター〕 大瀧所長，廻谷係長
〔教育企画課〕 小林係長
〔学校教育課〕 増淵課長補佐
〔生涯学習課〕 大竹課長，川俣係長
〔生活福祉第2課〕 伊藤課長補佐，増淵総括主査
5. 公開・非公開の別 公開
6. 傍聴者数 0名

発言者	内 容
	<p>1 開会 会議の公開について決定</p> <p>2 議事 (1)「宮っこ 子育て・子育て応援プラン」の改定に伴う推進施策・事業について ・改定「宮っこ 子育て・子育て応援プラン」における推進施策・事業について</p> <p>(事務局説明)</p>
部会長	質問・意見はあるか。
委員	警察では、悪いことをした少年等を取り扱うが、そこに至る前に、市や各種団体と連携して非行をおこさない家庭環境、地域環境をつくる取組が大切だと思う。
部会長	夜に子どもだけで家にいるケースや小学生が夜中に出かけていたりするケースを聞く。家庭環境は外から見えにくいものであり、全国的には先日の悲惨な事件があったが、下校後の過ごし方なども問題であり、そういったことにどのように取り組んでいくのか考えることが大切である。
委員	「小1プロブレム」の意味を教えてほしい。
事務局	「小1プロブレム」とは、「中1ギャップ」とセットで使われることが多くなってきているが、幼稚園、保育園から小学校に移行する時に、施設規模や人数規模が変化するなど環境が変わる中、保育園、幼稚園で問題のなかった子どもが、小学校入学後に、仲間関係の構築や学習面で苦労してしまうなど、いろいろな意味で不適応を来すことを総称したものであり、小学6年生から中学校にかけても似たような問題があり、それを「中1ギャップ」という。
事務局	補足として、それらの問題を解消するための対応としては、先生を1年生のクラスにもう1人付ける「チームティーチング」といった取組や、幼稚園・保育園の情報を活かして対応するため小学校の教諭が幼稚園・保育園に行ったり、逆に幼稚園教諭や保育士が小学校に卒園後の状況を見に行ったりする「幼保小連携」などに取り組んでいる。

委員	小学1年生に、今は補助の先生がいないのはなぜか。少人数学級の取組と関係があるのか、その仕組みを知りたい。
事務局	チームティーチングの取組は継続している。
事務局	1・2年生については、以前は40人学級であったが、小1プロブレムなどの問題を考慮して、現在は35人で1クラスを編成しており、35人の場合は、人数が多く指導が難しいことから1人の担任に1人の助手を付け担任と2人体制で、35人未満の場合は1人の担任で対応するという仕組みになっており、学校ごとに在籍する児童の人数によって補助の先生の有無がある状況である。
部会長	「小1プロブレム」や「中1ギャップ」の問題が議論されているが、25中学校区において地域学校園の運営がなされていて、その差はあるかもしれないが、中学校では小学校との連携が上手くとれてきているように感じる。そういった意味では、「小1プロブレム」の解消のために、「幼保小連携」の取組が以前ほど活発に議論されていないのかもしれない。
委員	青少年に関する課題の検証は、全くそのとおりでと思うが、今後、その課題を施策に反映するにあたって、取り組むべきことに、優先順位を付けて、絞り込んで進めるべきである。 また、具体的取組について、子育て支援における全国での良い取組や宇都宮ならではの取組など、これから取り組んでいこうとするものをモデルとして示してほしい。
事務局	次の資料で、課題解決の手段として、具体的取組や新規の事業として考えていることを説明させていただく予定である。
委員	課題が多岐にわたり、各課との連携が必要だと思うが、今後どのように連携していくのか。
事務局	「宮っこ 子育て・子育て応援プラン」の改定・推進に当たっては、庁内において、関係各課が参加する検討組織をつくり対応しており、また、本日は各事業に関係する各課が出席しているところであり、今後も十分に連携を図っていく。
委員	「子ども」というものは昔から変わっておらず、変わっているものは

	<p>「社会」や「親」,「環境」であると思う。資料④-1の「小1プロブレム」について,PTAという立場では,親に対する教育をしてほしい。学校は勉強するところであり,先生のいうことは絶対に聞きなさいと,今の親は言わない。子どもと先生は,教えてもらう立場と教えて下さる方という関係で,親は,先生に対する敬意を,子どもに教えるべきであると思う。</p> <p>また,⑨-2の「命の大切さを伝える取組」とあるが,戦争を体験された方が学校に来て子どもたちに話をする機会を作ってほしい。今の子どもの世代はテレビゲームなどのバーチャルで人を殺したり,空爆の映像を見て花火のようにしか感じていないようだ。</p> <p>最後に,子どもの問題は,やはり家庭環境が一番だと思う。親が夜に不在で,子どもだけで留守番をしていれば,何かしら悪いことをすると思う。そのため,私の家では,母子家庭で夜に仕事をされている方などの子どもを,できる限り子どもが夜に1人であることがないように預かるようにしている。このような取組もあるということを紹介する機会を設けてもらうことにより,地域での子育ての関わりが変わると思う。</p>
部会長	<p>良い意味での「おせっかい」がなくなったというのは,いろいろところでいわれていることである。地域のあり方・取組や学校の役割・機能を明確化すべきとの意見であった。</p>
委員	<p>「第3日曜日は家庭の日」という取組は,宇都宮市独自のものか,全国的なものか。</p> <p>実は,「第3土曜日は青少年を非行から守る日」であり,市はこの日を活かして何か取組を進めることができないか。「第3日曜日は家庭の日」という取組は広報紙に毎月掲載されることなどから定着してきているが,「第3土曜日は青少年を非行から守る日」の取組は忘れられているように思う。</p>
事務局	<p>「第3土曜日は青少年を非行から守る日」は,昭和57年に警視庁により制定されたものであり,東京都の事業が全国的に広まったものである。</p>
事務局	<p>「第3日曜日は家庭の日」については,国民運動として広がったものを宇都宮市として取り入れて,公共施設の割引やイベントの自粛により,家族で過ごし,絆を深めるための様々な取組を行っているところである。</p> <p>また,その取組の紹介については,宮っこフェスタ等イベントでの周</p>

事務局	<p>知や広報紙の掲載等を行っているところだが、「第3土曜日は青少年を非行から守る日」と併せて、今後も周知を図っていくべきものと考えている。</p> <p>補足だが、「第3日曜日は家庭の日」については、栃木県の場合、栃木県青少年健全育成条例において、定められている。すべての都道府県において、定めがあるものではない。</p>
部会長	<p>「第3土曜日は青少年を非行から守る日」という取組を行政とタイアップして推進することができないかという提案であったが、今後、事務局で検討してほしい。</p>
委員	<p>・改定「宮っこ 子育て・子育て応援プラン」における推進施策・事業について</p> <p>「青少年の居場所づくりの事業」について、具体的に、どこに、どういうものを作るのか、誰が子どもたちをみるのか教えてほしい。</p> <p>次に、「生活保護世帯の学習支援事業」について、学習支援を行う教職経験者等への、報酬はどうなっているのか。</p> <p>次に、「小学生の職業体験キッズみや」について、具体的にどのような事業か。</p> <p>最後に、「ネットいじめ等パトロール・相談事業」について、現在の中学校での生徒指導の問題はほとんどがSNSやライン関係のものであり、SNSやラインでの誹謗・中傷の監視などの問題に対応できているのか。</p>
事務局	<p>「青少年の居場所」は、現在、市内に19箇所あるが、主に、小学生の子どもが放課後に安全に遊べる場所である。さらに必要だと課題認識している居場所としては、主に、中高生の居場所であり、自分が自分らしくいられる場所というものをいかに作り上げるかということについて検討している。中高生については、大人の関わり方が大変難しいといわれており、過度の干渉がなく、かつ放置するのでもない関わり方が課題であり、現在、手法を含めて検討しているところである。市青少年活動センターにおいてモデル事業の実施を進めている。</p> <p>「生活保護世帯の学習支援事業」については、生活困窮者自立支援法に基づいて、今年度、モデル的に実施しており、市が事業の委託をした事業者から指導者に報酬が支払われている仕組みである。法律(国)では、学校教育や学校での放課後の事業としての学習支援、教育支援を念頭において検討を進めているようだが、市では、福祉の分野など</p>

事務局	<p>からの支援ができないか検討をしているところである。</p> <p>「キッズみや」については、毎年、秋に、宮っこフェスタというイベントの中で、1つの企画として、実施しているものであり、今年で3回目を迎える事業である。具体的には、オリオン通りなどの街中の実店舗で実際に子どもたちに2～3時間程度、職業体験をしてもらうものであり、非常に人気があり、抽選で体験者を決定している状況なので、イベントのなかの企画ではなく、具体的に1つの事業として、事業化出来ないか、検討しているところである。</p>
事務局	<p>「ネットいじめ等パトロール・相談事業」については、市の教育委員会が平成20年度から民間事業者に委託して実施しているもので、インターネット上の誹謗中傷やいじめから子どもを守るために情報の検索や削除等を行ってきた。しかし、ここ2、3年のスマホやラインなどの普及による問題に切り込めない状況にあり、そういった問題にどのように対応すべきか、市の教育委員会でも検討しているところである。学校でも情報モラル教育の実施などにより対応しているところだが、スマートフォンや携帯を子どもに持たせる立場として、保護者と連携して何か取組が出来ないか検討しており、市PTA連合会と意見交換しながら意識付け等に関する取組を模索しているところである。各自治体等でも夜9時以降は携帯等の電源を切るなどの取組は実施されているが、課題等もあることから、より実効性を高める取組ができないか検討を進めている。</p> <p>また、携帯を「持たせない」ことについても、今の時代において適切かどうか議論があったところだが、「ノーケイタイプラン」については、継続していく。</p>
委員	<p>中高生向けの居場所について、とちぎ青少年センターに、いつも中高生がたくさんいるが、そのようなイメージか。</p>
事務局	<p>地区市民センターなど、公共施設では、図書室やロビー等に意外に中高生がいて、宿題やおしゃべりをしている傾向がある。お金のかからない、自分たちにとって居心地が良いところで、放課後の時間などを過ごしているのではないかと考えている。</p>
部会長	<p>以前、「まちづくり市民会議」において、地区社会福祉協議会を中学校区単位で設置し、高齢者の居場所や放課後の中高生の居場所などの事業を実施している自治体があり、青少年の健全育成の観点から、議論として取り上げられたことがあった。</p>

委員	<p>生活保護世帯の学習支援事業を受託して実施しているが、生活保護世帯の対象の子ども約3割が参加しており、非常に積極的で、学習意欲が高い子どもたちである。先日の期末試験の結果において、約7割の子どもの成績が向上した。また、夏休み期間中、大学生ボランティアによりマンツーマンの学習支援を行ったところ、5回のみであったにも関わらず、学力向上が顕著であり、マンツーマン方式が非常に好ましいものであることが分かった。良い指導者が効果を上げている先進事例として、埼玉では、大学生ボランティアが7・8割、退職教員ボランティアが2割おり、他にも高知や佐賀など先進事例があるが、運営の面から、地域のボランティア、中でも最も望ましい退職教員ボランティアを増やしていけるよう活動しているところである。中学生までは学習時間に比例して学力が向上すると考えているため、できる限りの支援をしていきたい。</p>
部会長	<p>主任児童委員や民生委員は、ボランティア的な活動だが、退職教員が意外に多いと思うが、実際のボランティア活動をしている人全体に占める退職教員の比率は低いと思う。今後は再任用制度の活用などにより、教えることのプロ、専門ボランティア的な方が関わってくれる方法を検討すべきである。心理系の相談事業などでは、弁護士、臨床心理士、保健師、看護師などの、専門的職種のボランティアは上手く確保できているように感じるが、学習支援においてもそのような形が作られていくとよい。</p>
委員	<p>行政内の連携はとれているのかもしれないが、地域の青少年巡回指導員や警察の青少年補導委員の巡回が一緒にできないなど、実際、事業を実施する地域においては連携できていない。</p>
事務局	<p>そういったことを踏まえて、今後、事業立案していく。</p>
委員	<p>青少年の居場所づくりについて、自立に困難を抱える若者についても居場所づくりの検討をしてほしい。サポートステーション事業を行ってきたが、登録者1,300人のうち約7割が不登校、いじめ、家庭の事情等により孤立化し、人とのコミュニケーション力が低い状況にある。相談支援者とのマンツーマンの“線”の関係以外に、同年代・同世代の若者が集まって“面”の関係を築ける場があると良い。ただし、このような若者対象の居場所は、中高生の居場所以上に、運営が難しいと思うが、こういった居場所から、次の段階の就労支援・自立につながるものであり、ぜひ検討してほしい。</p>

部会長	不登校の経験がある若者が、そのことを伝えた上で農園に就職し、「来られる時に働きに来ればよい」と理解を示してくれたケースがあった。そのような理解のある協力者・企業が増えればよいと思う。
委員	青少年の居場所づくりの拠点や若者と地域の高齢者との交流の場として、小中学校の余裕教室を使えないか。
委員	高齢者の居場所として、子どもと高齢者が一緒に遊べる「子どもの家」と「高齢者の家」が合体できるような事業があるとよい。子どもは高齢者から学ぶことがたくさんあると思う。
委員	学校現場からすると、警備や管理の面から、子どもと高齢者が一緒にいる居場所としての余裕教室の利用は、実現は難しいと思う。そのような居場所を作るのであれば、その前提でハード面を整えないと難しい。
委員	いきなり居場所での交流、居場所づくりではなく、敬老会への子どもの招待など、まずは地域が高齢者と子どもたちをなじませるようなことを行う必要がある。
委員	宮っ子ステーションで指導員が不足していることが問題になっているが、その解消と青少年の居場所づくりと合わせて、中学生を宮っ子ステーションに参加させることを検討してはどうか。
事務局	<p>地域の高校生、大学生の「子どもの家OB」が入ってきて遊ばせてもらっているという事例はあるが、子どもの安全な場所の確保という観点から難しいものとする。</p> <p>一方、地域学校園の活動として、小学生と中学生の交流は行っている。宮っ子ステーションでの指導員の不足については、当面検討していかなければならない課題であると認識している。</p>
委員	<p>3 その他</p> <p>P T Aで塾に行けない子どもたちに対しての支援をしたいと考えており、現役の教職員に講師になっていただき、会費から謝金を支払うことを考えているが、現役の先生に対して謝金を払う場合、それが講演や補講であろうと公務員の副業禁止に当たるか。</p>

事務局	教員は通常の地方公務員と異なる扱いもあるので、具体的には教育委員会に問い合わせしてほしい。
部会長	以上で、第2回青少年部会を終了する。